

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、地域社会、顧客および株主等のステークホルダーから信頼を得るため、法令遵守はもとより経営の透明性・健全性の高い経営体制を構築して、企業としての社会的責任を果たすとともに、持続的に成長・発展することを目指しております。これらを実現するため、取締役会および監査等委員会を軸として、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実現するコーポレートガバナンスの強化・充実を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの全ての原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】

【方針】

当社は、取引先等との安定的かつ長期的な取引関係の維持強化により、当社グループの企業価値の向上に資すると判断される場合、政策保有株式を保有することがあります。

当社は、個別の政策保有株式については、保有目的のほか、配当利回り等の定量的な観点から取締役会において定期的に検証し、保有意義が希薄化し継続して保有する必要がないと判断した株式は順次縮減していく方針であります。

【議決権行使基準】

政策保有株式の議決権行使については、発行会社の企業価値の向上に資するか等を総合的に勘案のうえ、賛否を判断します。

【原則1 - 7】

当社では、関連当事者取引のうち、取締役の競業取引および利益相反取引に該当する場合は、会社法の規定により取締役会の承認を得ることにしております。

それ以外の重要な関連当事者取引においても、取引の目的・取引先の選定プロセス・取引価格等について、その合理性や妥当性を十分に審議のうえ、取締役会の承認を得るとともに、監査等委員会および会計監査人の監査を受け、各々適正であるとの監査報告を受けることとなっております。

【補充原則2 - 4 - 1】

当社グループでは、人材の多様化が中長期的な企業価値向上につながるのとらえ、その属性に関わらず適材と認められる人材を中核的役割に登用する方針であります。

2026年4月時点での管理職に占める割合について、当社では、管理職に占める女性の割合が2%、外国人と中途採用者の割合はともにゼロとなっておりますが、過去3年間(2023年4月~2026年4月)の幹部候補社員の採用実績16人においては、女性の割合が44%、外国人の割合が6%、中途採用者の割合が50%となっております。今後は、幹部候補社員の採用数に占める女性の割合を30%以上とすることや、係長級以上の管理監督職に就く女性社員数を増加(2031年3月末目標:5人以上)させることに加え、外国人や中途採用者についても幅広い分野から人材戦略に沿った採用を積極的に行い、人材の多様性確保に取り組んでまいります。なお、当社では外国人の管理職への登用実績はないものの、当人の経験と能力を基に登用する方針であり、特に目標は定めておりません。

また、多様性の確保に向け、「多様な人材一人ひとりが活躍できるステージづくり」を人的資本投資の強化に向けた方針として掲げ、「新しい時代(外部環境の変化)に対応した収益構造の構築」、「沿線活性化」、「成長投資・新規投資による収益拡大」等の事業戦略を自立的に推進できる多様な人材の育成に努めるとともに、人事関連制度の見直し・健康経営体制の推進・福利厚生制度の拡充等を通じた「従業員エンゲージメント」の継続的な向上に取り組むことで、社内環境整備を進めております。

なお、これらの実施状況については、有価証券報告書(<https://www.shintetsu.co.jp/company/houkokusyo/>)に開示しております。

【原則2 - 6】

確定給付企業年金の積立金の管理および運用については、資産管理運用機関等に委託しており、当該機関による運用については、人事・財務担当部門において適切にモニタリングしております。

【原則3 - 1】

(1) 当社のホームページ・有価証券報告書などに掲載しております。

(掲載ページURL: <https://www.shintetsu.co.jp/company/>)

(2) コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方と基本方針については、当社のコーポレートガバナンス報告書「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、「取締役報酬規程」において、職責に応じて支給する「基本報酬」と業績に連動して支給される「業績連動報酬」で構成すると定めており、個別の報酬については、職責や会社の業績等を総合的に勘案し、株主総会で決議された取締役報酬の総額の限度内で、取締役会決議により決定しております。

また、取締役の報酬制度および報酬額の決定方針を取締役会で決定したうえで、代表取締役社長および独立社外取締役を構成員とする指名・

報酬委員会を開催し、個別具体的な報酬額について審議のうえ答申を得ること等により、取締役報酬の客観性および透明性を高め、コーポレートガバナンスの機能強化に努めております。

(4)当社では、経営に関する豊富な経験と高い能力や見識を保有する人材等を経営陣幹部および取締役に選任しております。また取締役(監査等委員である取締役を除く。)においては当社グループの企業価値の向上に貢献することができ、さらに専門的な見地から客観的かつ適切な監督ができる人材を、また監査等委員においては専門的な見地から客観的かつ適切な監査・監督ができる人材を、それぞれ適任者として指名する方針としており、取締役会決議により決定しております。

なお、監査等委員である取締役候補者については、取締役会の決議を経る前に監査等委員会の同意を得ることによりしております。

また、経営陣幹部の選任および取締役候補者の指名の透明性および公正性を高めることを目的として、代表取締役社長および独立社外取締役を構成員とする指名・報酬委員会を開催し、候補者の妥当性について審議のうえ答申を得ること等により、コーポレートガバナンスの機能強化に努めております。

経営陣幹部の解任については、法令や定款等の違反があった場合、あるいはその機能を十分発揮していないと認められる場合、代表取締役社長および独立社外取締役を構成員とする指名・報酬委員会を開催し、独立社外取締役に對して経営陣幹部の解任事由等を説明し、審議のうえ答申を得て取締役会決議により決定しております。

(5)当社では、経営陣幹部の選解任および取締役候補者の指名については、証券取引所における適時開示情報等において、必要に応じて適宜開示することとしております。また、取締役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則3 - 1 - 3】

当社グループは、サステナビリティについて、『経営理念・経営方針の実践や多様な人々との連携・共創を通じて新たな価値を創出し、グループの持続的な成長を図るとともに、社会課題の解決や持続可能な社会の実現に貢献することを目指します。』の基本方針を策定するとともに、6つの重要テーマ(マテリアリティ)を特定し、取締役会の監督のもとサステナビリティ推進委員会を中心として積極的な取組を行っており、その内容を当社ホームページ等で開示しております。(https://www.shintetsu.co.jp/company/)

また、気候関連問題に関しても、影響の大きさ等の重要性を考慮し、鉄道事業および不動産事業におけるリスクおよび機会の特定ならびにその財務的影響の想定を行い、上記ホームページにおいてTCFD提言を継承するIFRS S1号/S2号、及びSSBJ(サステナビリティ基準委員会 / Sustainability Standards Board of Japan)基準等に則り、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」について開示を行っております。

人的資本や知的財産へ投資等については、「多様な人材一人ひとりが活躍できるステージづくり」を人的資本投資の強化に向けた方針として掲げ、「新しい時代(外部環境の変化)に対応した収益構造の構築」、「沿線活性化」、「成長投資・新規投資による収益拡大」等の事業戦略を自立的に推進できる多様な人材の育成に努めるとともに、人事関連制度の見直し・健康経営体制の推進・福利厚生制度の拡充等を通じた「従業員エンゲージメント」の継続的な向上に取り組んでおります。なお、その詳細については、有価証券報告書(https://www.shintetsu.co.jp/company/houkokusyo/)に開示しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社は、取締役会または執行役員および常勤の監査等委員により構成される経営会議で審議する内容をそれぞれ「取締役会規則」「経営会議規則」において規定するとともに、「職制」や「業務分掌」等で各部門の業務範囲を定めており、これらにおいて取締役会の決議事項、代表取締役社長の決裁事項、各部門長(執行役員・部長)の職務権限を明確にしております。

【原則4 - 9】

当社は、独立社外取締役候補者の指名に当たっては、独立性を実質的に担保するため、東京証券取引所が定める社外役員の独立性判断基準に基づき、同基準を満たす者を候補者として指名しております。

【原則4 - 10 - 1】

【原則3 - 1(3)(4)】に記載のとおり、代表取締役社長(1名)・独立社外取締役(4名)を構成員とする独立した指名・報酬委員会を開催し、取締役の報酬(監査等委員である取締役を除く。)に係る事項や取締役候補者の指名等について、審議のうえ答申を得ること等により、取締役会の客観性・透明性・公正性を高めております。また、指名・報酬委員会において、スキル・マトリックスを活用した取締役会の体制・構成に対する現状の把握・評価をもとに、備えるべきスキル等について助言を得ることとしております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社の取締役会は、同会としての機能が最も効果的・効率的に発揮できる員数として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は15名以内、監査等委員である取締役は5名以内としております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)においては当社グループの企業価値の向上に貢献することができ、さらに専門的な見地から客観的かつ適切な監督ができる人材を、また監査等委員においては専門的な見地から客観的かつ適切な監査・監督ができる人材を、それぞれ適任者として指名する方針としており、当社の取締役会全体として必要な知識・経験・能力のバランス、多様性については、各取締役の有するスキル等を一覧化したスキルマトリックスにて特定しており、そのスキルマトリックスを招集通知に開示しております。

なお、当社の独立社外取締役に他社での経営経験者が含まれており、取締役の指名に関する手続については、【原則3 - 1(4)】に記載しております。

【補充原則4 - 11 - 2】

兼任状況については、株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、当社取締役会を構成する全ての取締役に對して2026年3月に実施したアンケートの結果に基づき、取締役会の実効性について分析・評価を行いました。その結果、当社の取締役会は概ね適切に構成・運営されており、社外取締役および指名・報酬委員会の役割・機能も概ね適切であることから、実効性は確保されているとの評価がなされました。

一方で、取締役会の更なる活性化を図るために、重要な経営課題に関するより幅広い議論を行うことや議事の進行方法の見直し、取締役会の構成において一層の多様性向上を図ること等が必要との提言がなされていることから、引き続きガバナンスの強化とともに、取締役会の実効性のさらなる向上に取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

取締役に對して、それぞれの役割・責務に応じ必要な研修機会の提供・斡旋等を行っております。

特に社外取締役については、着任時に当社の経営理念や重要な経営課題等について重点的に説明しております。その後も適宜、社外取締役により構成される社外取締役会等を活用して、事業・財務・組織面などの実状等について必要な情報を提供し、経営課題等の共有を図っております。

【原則5 - 1】

株主から対話の申込みを受けた場合は、経営企画部担当執行役員または人事総務部担当執行役員が中心となり、関係部署と連携して対応しております。また、対話において把握したご意見や株主異動等の情報については、同担当執行役員が随時報告を受け、必要に応じ取締役会等を

通じて取締役との情報共有を図っております。なお、対話の際のインサイダー情報の管理については、当社の「内部者取引に関する社内規則」に基づき対応しております。

今後も、株主との対話をより促進するため、当社の経営状況や機関投資家の議決権行使状況等を勘案しつつ、効果的な対話の手段を検討してまいります。

【株主との対話の実施状況等】

当社は、株主から対話の申込みを受けた場合は、経営企画部担当執行役員または人事総務部担当執行役員が中心となり、関係部署と連携して対応することとしており、国内の機関投資家等との個別面談を実施しております。株主との対話においては、当社の配当政策や沿線の活性化等が主なテーマとなっており、これらの内容は、取締役会等を通じて経営陣に情報共有しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容	取組みの開示(アップデート)
英文開示の有無	無し
アップデート日付	2026年5月14日

該当項目に関する説明

資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応につきましては、当社公式サイト(「会社情報・IR」「IR情報」)において開示しています。
<https://www.shintetsu.co.jp/company/cost/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
阪急阪神ホールディングス株式会社	2,195,059	27.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	383,900	4.85
株式会社三井住友銀行	157,155	1.99
株式会社みなと銀行	83,200	1.05
阪急電鉄株式会社	77,680	0.98
BNP PARIBAS NEW YORK BRANCH PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACCOUNT	47,400	0.60
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	46,215	0.58
三菱UFJ信託銀行株式会社	33,200	0.42
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	30,500	0.39
西松建設株式会社	30,000	0.38

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況は、2026年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3月

業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
糟谷昌俊	他の会社の出身者												
玉田敏郎	他の会社の出身者												
今井陽子	弁護士												
松坂隆廣	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
糟谷昌俊				兵庫県において要職を歴任し、豊富な経験と高い見識を有していることから社外取締役を選任しております。当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係および重要な取引関係その他の利害関係はありません。以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
玉田敏郎				神戸市において要職を歴任し、豊富な経験と高い見識を有していることから社外取締役を選任しております。当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係および重要な取引関係その他の利害関係はありません。以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
今井陽子				弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有していることから社外取締役を選任しております。当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係および重要な取引関係その他の利害関係はありません。以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
松坂隆廣				株式会社三井住友銀行において要職を歴任し、経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから社外取締役を選任しております。同氏は、2004年5月まで主要な取引先である同行の業務執行者でありましたが、退任後10年以上が経過しております。また、当社と同行の間には、2026年3月末時点において、同行の議決権保有比率は2.0%である等、資本的関係がありますが、互いに主要株主には該当しないことから、その重要性はないものと判断しております。さらに2026年3月末時点において、当社グループは同行から8,257百万円の借入金残高がありますが、当社は、複数の金融機関と取引をしており、当社が事業活動を行ううえでの制約はないと考えております。当社と同氏の間には、それ以外の人的関係、資本的関係および重要な取引関係その他の利害関係はありません。以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 **更新**

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社の監査等委員会を補助する使用人の異動・評価等に関しては、常勤の監査等委員と事前に協議を行うこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と適宜、協議または意見交換を行うとともに、共同して監査を実施しております。また、会計監査人から取締役の職務の遂行に関し不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見した場合には報告を受け、必要な調査を行っております。さらに、内部監査部門と連携して計画的に内部監査を実施し、被監査部門に対し、改善事項の指摘、指導を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社内取締役

補足説明 **更新**

指名・報酬委員会は、代表取締役社長ならびに当社から独立した立場にある社外取締役(4名)で構成されており、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬に係る事項や取締役候補者の指名等について、独立社外取締役から答申を得ております。

【独立役員関係】

独立役員の数 **更新**

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬は、「取締役報酬規程」において、職責に応じて支給する「基本報酬」と業績に連動して支給される「業績連動報酬」で構成されております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の2025年度に係る取締役の報酬は、以下のとおりであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く) 8人 68百万円 (基本報酬65百万円、業績連動報酬2百万円) うち3人 7百万円は社外取締役
監査等委員である取締役 3人 16百万円 (基本報酬16百万円、業績連動報酬は支給なし) うち2人 5百万円は社外取締役

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を2026年6月17日開催の取締役会において決議しております。報酬額の決定については、代表取締役社長及び独立社外取締役を構成員とする指名・報酬委員会を開催し、株主総会で決議された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の総額の限度内で個別具体的な報酬額を審議のうえ、取締役会に答申しております。当該取締役会においては、その答申を尊重して報酬額を決定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、「取締役報酬規程」において、職責に応じて支給する「基本報酬」と業績に連動して支給される「業績連動報酬」で構成すると定めており、個別の報酬については、職責や会社の業績等を総合的に勘案し、株主総会で決議された取締役報酬の総額の限度内で、取締役会決議により決定しております。

業績連動報酬については、報酬総額に占める割合の上限を27%として業績に応じて決定することとしており、業績の評価指標は、親会社株主に帰属する当期純利益を採用しております。当該指標を選択した理由は、当該年度の最終的な業績を示した数値であり、業績連動報酬基準として最も合理的であると考えているためであります。

当事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益は1,462百万円であり、取締役の業績連動報酬の総額は2百万円であります。なお、社外取締役は独立性・客観性を保つ観点から「基本報酬」のみとしております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された監査等委員である取締役報酬の総額の限度内で個別具体的な報酬額を監査等委員会において決定しております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2026年6月17日であり、決議の内容は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額21,600万円以内(うち社外取締役2,400万円以内)、監査等委員である取締役の報酬額を年額3,600万円以内にするとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与相当額は含んでおりません。当該株主総会最終時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は7名であり、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員でない社外取締役については人事総務部が、監査等委員である社外取締役については監査等委員会事務局がそれぞれ中心となり、その支援を行っております。

また、取締役会の資料は、原則として会日の1週間前に送付するなど、取締役会の審議の活性化を図るための体制を整備しております。

このほか、社外取締役を構成員とする社外取締役会を適宜開催し、当社の事業・財務・組織面などについて必要な情報を提供できるようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査等委員会設置会社を採用しており、取締役会において、議決権を有する社外取締役の比率を高め、取締役会の監査・監督機能の強化および経営の公平性・透明性を推進するとともに、業務執行の機動性の向上を目的として取締役会の業務執行決定権限の一部を取締役に委任することができる旨を定款に定めております。また、執行役員制度を導入することにより、取締役としての経営の意思決定と監督機能の役割と、業務執行者としての役割を分離し、業務執行権限および執行責任の明確化を図っております。

(業務執行に係る事項)

取締役会は、社外取締役4名を含む取締役10名(うち監査等委員である取締役3名)で構成され、原則毎月1回開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の監督を行っております。

また、執行役員および常勤の監査等委員で構成される経営会議を原則毎月2回開催し、業務執行に関する重要事項を審議しており、迅速な意思決定と経営判断の適正化を図っております。

さらに、グループ経営や子会社の事業計画等に関する重要事項の審議及び決定を行うため、当社の執行役員および常勤の監査等委員で構成されるグループ経営会議を、原則として重要事項が付議される子会社の取締役会の開催前にセグメント別に開催しております。

(監査・監督に係る事項)

監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名の監査等委員で構成され、監査等委員会が選定する監査等委員が当社および子会社の業務および財産の状況を調査するとともに、監査等委員会で審議、決議を行うなどして、取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人と、必要に応じ随時情報の交換を行うことで相互の連携をとり、監査体制の充実を図っております。監査等委員は、内部監査部門である監査部および会計監査人から監査計画を受領し、各監査状況について報告を受け検証を行い、必要な意見を述べております。

当社での内部監査は監査部が行っており、内部監査規程に基づき3名の監査担当者が分担して、社内各部署とグループ会社の内部統制を中心とした業務全般について内部監査を実施しております。また、同部は監査等委員会および会計監査人と情報の共有に努め、連携して監査活動を行っており、三者間で定期的に会合を開き情報共有・意見交換を行うことにより連携を深めております。なお、監査については取締役会を通じて内部統制部門の責任者に対して適宜報告を行っております。同様に、社外取締役に対しても取締役会および監査等委員会において適宜報告および意見交換を行っております。

会計監査については、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しており、当社の監査業務を執行した公認会計士は杉田直樹(2024年度から)、千葉一史(2023年度から)の2名であり、監査業務に係る補助者は公認会計士4名、その他補助者で構成されております。

また、監査等委員および内部監査部門は、内部統制部門からコンプライアンス、リスク管理等に関する取組状況、改善状況等の報告を受けるなど内部統制の機能強化を図っております。

(その他に係る事項)

コーポレート・ガバナンスの更なる機能強化を図るため、当社では、取締役候補者の指名および取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬の決定にあたり、取締役会の客観性・透明性・公正性を高めることを目的として代表取締役社長および独立社外取締役を構成員とする指名・報酬委員会を開催し、候補者の妥当性や取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬の決定等について独立社外取締役から審議ならびに答申を得ております。

また、社外取締役を構成員とする社外取締役会を適宜開催し、当社の事業・財務・組織面などについて必要な情報を提供できるようにしております。

さらに、会計監査人と社外取締役等との情報交換を行うことを目的として、会計監査人と監査等委員、監査部長および社外取締役を構成員とする経営連絡会を開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおり、監査等委員会設置会社の採用をはじめとした当社のコーポレート・ガバナンス体制は、当社が指向する取締役会の監査・監督機能を重視した体制であることから、当該体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	従来から集中日を回避して株主総会を開催しており、2026年6月開催の定時株主総会は、集中日の9日前(2026年6月17日)に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	当社の指定する議決権行使サイトからの議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知および株主総会参考書類の英訳版を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	会社概要、決算情報、ニュースリリース、統合報告書、株価情報など	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部 人事総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	神戸電鉄グループ法令倫理行動規範、神戸電鉄グループ法令倫理行動マニュアルを制定するとともに、当社グループの中期経営計画においても行動規範を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	省エネ車両の導入、パーク・アンド・ライド方式の駐車場の設置、汚染物質の排出抑制、騒音・振動対策等を実施しております。また、神戸環境マネジメントシステム(KEMMS)の認証を取得し、鈴蘭台車両工場において環境に配慮した事業活動に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方およびその取組内容

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

(1) 当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス担当部署を置き、同部署は、当社およびグループ会社においてより質の高いコンプライアンスを推進していくため、「神戸電鉄グループ法令倫理行動マニュアル」を作成・配付し、法令遵守等について当社グループの役職員の意識を高めるとともに、定期的に研修を実施する。

法令、定款、規程もしくは企業倫理に反する行為またはそのおそれのある事実を速やかに認識し、コンプライアンス経営を確保することを目的として、当社およびグループ会社ならびに取引先の役職員等が利用することのできる内部通報制度を設ける。

当社およびグループ会社において法令等に違反する重大な事象が発生した場合には、速やかに是正措置を講じるとともに、当社監査等委員会(監査等委員会が常勤の監査等委員を選定した場合は、当該監査等委員)に報告する。他部門からの独立性を確保した内部監査部門を設置し、同部門は、当社の監査等委員会と連携して、当社およびグループ会社を対象に内部監査を実施する。

財務報告に係る内部統制については、当社およびグループ会社の責任体制や方針を定め、財務報告の信頼性を確保する。市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、弁護士、警察等の外部機関との連携を図るなど、当社およびグループ会社において必要な体制を整備する。

- (2) 当社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社の取締役および執行役員の職務の執行に係る文書その他の情報は、文書の保存・管理に関する規程に従い適切に保存・管理し、当社の監査等委員はこれらの文書その他の情報を常時閲覧できるものとする。
文書の保存・管理に関する規程には、重要な文書の保管方法、保存年限等を定め、その規程を制定・改定する際は、当社の監査等委員会（監査等委員会が常勤の監査等委員を選定した場合は、当該監査等委員）と事前に協議を行う。
- (3) 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社およびグループ会社におけるリスク管理を統括する担当部署を設け、組織横断的なリスクについてはリスク管理担当部署が、各部門または各グループ会社の所管業務に関するリスクについては各部門または各グループ会社が、それぞれリスク想定・分析を行ったうえで、対策の立案等を行うとともに、適時見直しを行う。
当社およびグループ会社において不測の事態が発生した場合に、適切な情報伝達が可能となる体制を整備するとともに、重大なリスクが具現化した場合には、社長を対策本部長とする危機対策本部を直ちに設置し、迅速かつ必要な初期対応を行うことにより、その損害・影響等を最小限に止める体制を整備する。
上記事項を定めるリスク管理に関する規程に従い、当社およびグループ会社のリスク分析やリスク対応の状況等について、適時当社の取締役会が報告を受ける体制を確保する。
- (4) 当社およびグループ会社の取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役会に加えて経営会議、グループ経営会議を設置し、当社および当社グループの経営方針および経営戦略や経営計画に関わる重要事項については、経営会議、グループ経営会議の審議を経て、取締役会において決定するものとし、その進捗状況および成果については、適時取締役会が報告を受ける体制を確保する。
業務執行については、業務組織、業務分掌、意思決定制度等においてそれぞれ当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人の権限と責任の所在および執行手続の詳細を定めるものとし、重要な業務執行の進捗状況については、適時当社およびグループ会社の取締役会が報告を受ける体制を確保する。
経営に関する意思決定においては、中期および年度の経営計画、月次の業績報告等に基づき合理性、妥当性を十分に審議することにより、経営判断の適正性を確保する。
業務の効率性と適正性を確保するため、当社およびグループ会社においてIT化を推進する。
当社およびグループ会社の資金調達を一元化することにより、業務の効率性および資金の流れの透明性を確保する。
- (5) グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループの中期および年度経営計画については、当社が承認権限を持つとともに、適時その進捗状況について、当社の取締役会が報告を受ける体制を確保する。
グループ会社がグループ経営の観点から重要な事項を実施する場合には、事前に当社の承認を得ることを求め、またグループ会社が当社に適時報告する体制を整備する。
- (6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会（監査等委員会が常勤の監査等委員を選定した場合は、当該監査等委員）と協議し、必要な人員を配置する。
- (7) 当社の監査等委員会を補助する使用人の当社の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社の監査等委員会を補助する使用人の異動・評価等に関しては、監査等委員会（監査等委員会が常勤の監査等委員を選定した場合は、当該監査等委員）と事前に協議を行う。
当社の監査等委員会を補助する使用人は、監査等委員会（監査等委員会が常勤の監査等委員を選定した場合は、当該監査等委員）の指揮命令によりその職務を行う。
- (8) 当社の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制
当社の監査等委員が出席する当社の取締役会に加え、監査等委員会が常勤の監査等委員を選定した場合は、当該常勤の監査等委員が出席する経営会議、グループ経営会議等において当社およびグループ会社の重要事項の報告を行う。
当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人等が業務執行の状況等につき当社の監査等委員会が必要と認める事項を適時報告する体制を整備する。
内部監査部門は、当社の監査等委員会に対し、内部監査活動に関する報告を適時行うほか、内部通報制度の運用状況を定期的に報告する。
当社の監査等委員会に報告を行った当社およびグループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行わないこととする。
- (9) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理する。
- (10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査等委員会は、内部監査部門が実施する監査計画について事前に説明を受けるとともに、追加監査の実施等、必要な措置を求めることができる。
当社の監査等委員会は、効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人および内部監査部門と協議または意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、コンプライアンスの観点から、反社会的勢力との関係遮断を徹底することを「内部統制システムの整備に関する基本方針」に規定するとともに、「神戸電鉄グループ法令倫理行動規範」において、「社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します」と定め、当該行動規範を各職場に配付し、周知を図っております。
- (2) 具体的な取組としては、警察、弁護士等の外部機関との連携を密に行い、グループ会社間での情報交換、各種研修等を通じて、意識の向上・啓発に努めております。
また、有事の場合には、担当部署を中心に外部機関と連携しながら、毅然とした対応をとることとしております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制】

